

<経過等報告>

- 3/9(日) 区民総会 決議
- 3/10(月) 「決議書」提出 市長(秘書課), 市議会議長(議会事務局),
愛知県知事(東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課)
- 3/10(月) 市議会一般質問傍聴(産廃関連質問: 山口洋一議員・白井倫啓議員)
- 3/12(水) 産廃反対横断幕(1枚), 産廃反対幟旗(200枚)を発注
- 3/18(火) ママ友G, 峰野県議, 中西市議, 東三河県庁で永田副知事に面会
- 3/19(水) 愛西市市議会議員吉川みつこ氏をお招きした勉強会(ママ友G)
- 3/20(木) 市議会本会議で「愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における産業
廃棄物処理業進出にかかる適切な対応を求める意見書」を全会一致で採択
(提案者 中西ひろあき・下江洋行・滝川健司議員)
- 3/21(祝)~22 産廃反対横断幕を公民館に設置, 産廃反対のぼり旗を区内各所に設置
- 3/25(火) 区等からの「質問書・要望書」の提出について市環境部に事前相談
- 3/26(水) タナカ興業が県に“事業許可”申請書を提出
- 3/27(木) 今後の展開・行程の予想について環境課に照会(H26 執行部)
- 4/1(火) 新区役員の産廃関係勉強会, 基本方針(案), 及び「質問書」(案)を検討
- 4/3(木) 第1回区役員会 (↑ 次回掲載予定)
- 4/4(金) 市役所に質問書を提出(経過説明会資料タナカ興業の回答に関する質問等)
- 4/4(金),7(月) 八名区長会 意見・情報の交換
- 4/12(土) 区政審議委員会(「基本方針(案)」等を審議)
- 4/17(木) 市議会経済建設委員会 タナカ興業社長から聞き取り調査 後日議事録を公表

市議会の意見書^写は別紙にて配布



○吉川みつこ氏(*)のお話のあらまし

* 産棄物処分場問題全国ネットワーク共同代表, タナカ興業・処分場問題愛知ネットワーク代表

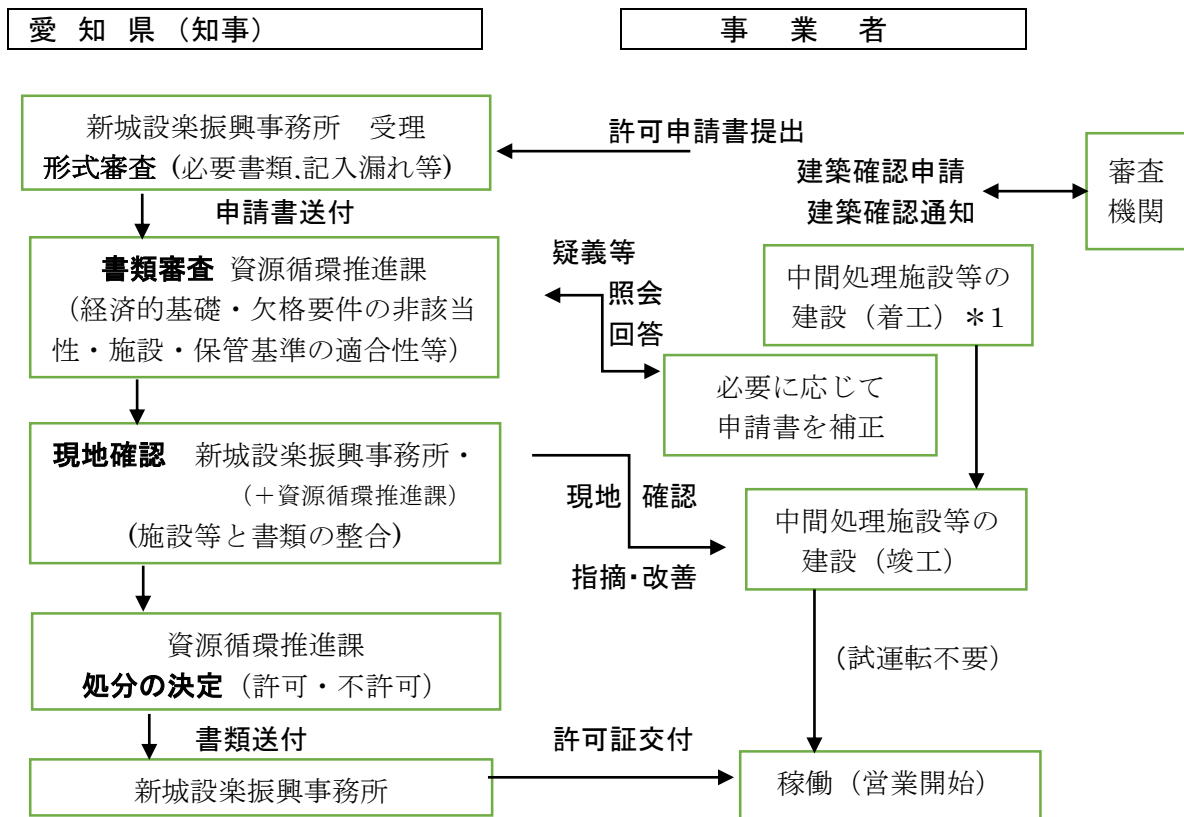
- 産廃業者は“ブローカー”を通してつるんでいる。 進出しやすいところに次々と出て来る。
- 逮捕されても名を変えて続く。
- 豊橋南部地域が抱える産廃問題
- 多くの産廃反対運動に関わってきた。今までに訴えられたことはない。
- 反対運動で, 成功した事例もある。(春日井市の焼却場, 水俣市の最終処分場)
- タナカ興業製堆肥「緑みどり」の実態は…。 良いリサイクルと悪いリサイクルがある。
- 反対運動を行うには, 事業者相手にどんどん質問をぶつけた方が良い。噂には注意。情報公開制度を利用して確かな情報を入手する。質問を繰り返し, 情報公開と合わせて検証することで, 矛盾や虚をあぶり出し, ハードル上げることで, 進出を困難にさせる。大変だが, 操業後の対策よりまし, 仮に操業されても交渉の武器が残る。
- 自治会や議員に頼った運動は成功しない。 機動性のあるグループの幅広い活動が大切。

ご依頼 のぼり旗を立てる場所を提供して頂ける方 できれば目立つ場所

募集 行動する方・協力していただける方, 連絡は → 区役員まで

横断幕・のぼり旗の設置と管理, 情報の収集と分析, 勉強会の開催, ビラ配布 等

<申請・審査の流れ(概略) - 通常の場合 - (県担当への聞き取りによる)>



*1 中間処理施設(発酵施設)は、他法令をクリアすれば産廃処分業の許可前に建設に着手できる。
 *2 標準処理期間 52日(行政手続法による標準の審査期間)
 (タナカ興業社長は、年内に施設建設, 設備搬入を終え, 年明け操業開始を目途にしている模様。)

4/4 市役所に提出した質問の内容

- (その1) 2/26 経過説明会の資料 P5「タナカ興業への質問等に対する回答」について、
質問と回答を対比して説明願いたいこと, 不明点について追加説明願いたいこと。
- (その2) 「隣地承諾」は書類が必要ではないのか。説明事実で足りるとする理由。
- (その3) 「買戻し特約(H25.7.8 抹消)」が行使できなかった理由。

<今後の予定>

- 八名地区発, 全市的な署名の活動。 趣旨=『南部企業団地の目的業種の原則を守れ』
- 事業者に対して, 懸念事項、疑問点の徹底的追及。
- 新城市・愛知県に対する要望(提言)。 = 事前環境調査等、流域下水汚泥の発生源処理
- 情報収集(勉強)の会の開催。

<八名区長会関係>

- 会長: 白井尚夫(黒田), ○副会長: 中西忠史(一鉄田) [敬称を省略]
- 区長: 蒔田功(小畑), 岡田剛(中宇利), 細田忠士郎(東部), 山口茂樹(中部),
岡本行男(西部), 加藤勝三(庭野), 小川賢治(八名井), 白頭美夫(東清水野)

愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における産業廃棄物処理業進出にかかると適切な対応を求むる意見書

新城市は、めざすまちの将来像として「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」の実現に向け、基本戦略の一つに「環境首都創造」を掲げ持続可能な循環型社会の市民レベルでの取り組み、再生可能エネルギーへの取り組みを進めるとともに、地産地消から市産市食、食育を通じた子どもたちの安心安全への取り組みに重点をおいた施策を進めています。

今般、愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地に産業廃棄物処理業が進出しようとしております。この土地は、新城市をはじめ奥三河地域の産業振興と就労環境整備など地域経済発展のため、地元のご理解とご協力をいただいたものです。また、新城市としても愛知県企業庁の基本方針を踏まえ、製造業並びに物流業の集積を図るべく誘致活動に一貫して協力してまいりました。

今回、この土地を誘致対象外の業種企業が競売により取得されたことは、甚だ遺憾なものと存じます。このことは、すでに進出している企業に対する信義に反するとともに、今後の企業誘致にも支障をきたすことが懸念されます。

新城市としても産業廃棄物処理業者に対し新城南部企業団地への進出について、意に沿わない旨伝えておりますが、現在の法制度のもとでは産業廃棄物処分業の許可申請が提出され、法規的な要件が整っていれば許可せざるを得ない状況となっております。

地域循環型社会の構築を目指す取り組みを進めている現代社会においては、この種の施設の必要性はあるものの、地域住民の大多数が産業廃棄物処理施設に対する不安と反対の意思を表明し、進出反対の署名活動が展開されるなど住民生活への影響が懸念されており、この事業を取り巻く情勢は混沌としています。

本市議会においては、次代を担う子どもたちへ美しい郷土と安心して暮らせるまちを責任もって創造していくことが責務と考えております。

よって、貴職におかれましては、これらの意向と情勢を踏まえ適切な対応をされるよう下記のとおり要望します。

記

- 1 新城南部企業団地開発の趣旨と基本方針に基づき適切に対応するとともに、産業廃棄物処理業の進出に対し慎重な対応を求めます。
- 2 愛知県企業庁開発の企業団地に、このような土地取得の事案が発生しないよう早急な制度設計を求めます。
- 3 産業廃棄物処分業の許可申請が提出された場合には、慎重かつ厳正な審査を行うとともに、地域住民の意見が反映される制度の構築を求めます。
- 4 産業廃棄物処理の問題は、個別事案や立地自治体の問題とならないように、県全体の地域循環型社会構築の課題とし、早急に対応策を策定し実施することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県 新城市議会

愛知県知事
愛知県企業庁長

<追加資料>

新立 4・2・6

平成24年6月20日

(有) タナカ興業

代表取締役 田中安彦 様

新城市長 穂積 亮



新城南部企業団地への進出について (回答)

先日は、わざわざお越しいただきありがとうございました。

お問い合わせのありました、貴社が(株)ケンメイさんの用地で操業する件についてですが、現在、本市では愛知県企業庁の新城南部企業団地で5区画の用地について希望業種を製造業、物流業に絞って企業誘致活動を行っているところです。今回、(株)ケンメイさんの倒産という予想外の事態が起きてしまいましたが、(株)ケンメイさんとの契約内容については、次の所有者となる方へも継承していただくよう破産管財人の方と確認させていただきました。

この企業団地は、まだ分譲の途中であるため製造業、物流業を誘致するという原則を崩すことはいたしませんので、産業廃棄物関連企業の進出となると、既に操業されている企業さんや進出を検討されている企業さんとの信頼関係が大きく損なわれ、多大な迷惑をかけてしまうことになります。

また、今後の企業誘致活動に大きな影響を及ぼすことが予想されますので、新城南部企業団地への進出については賛同いたしかねます。